

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 達 川 雄 一 郎 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 近 藤 博

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和7年度の財政的援助団体等監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 財政的援助団体等監査
- 2 監査の対象 今治市人権教育協議会（交付金）
〔市民環境部 市民環境政策局 市民参画課主管〕

愛媛県人権対策協議会今治支部（交付金）
〔市民環境部 市民環境政策局 市民参画課主管〕

一般財団法人 今治地域地場産業振興センター（補助金）
〔産業部 産業政策局 産業振興課主管〕

一般財団法人 今治勤労福祉事業団（指定管理者）
〔総合政策部 交流振興局 サイクルシティ推進課主管〕

野間馬保存会（指定管理者）
〔総合政策部 交流振興局 観光課〕

今治市営住宅管理グループ（指定管理者）
〔建設部 都市政策局 建築住宅課主管〕

3 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
令和7年12月12日～令和8年2月20日	木原 盛展・永井 隆文
令和8年2月20日～令和8年3月31日	木原 盛展・近藤 博

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和6年度における財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果 次頁のとおり

今治市人権教育協議会（交付金）

1 主管部課

市民環境部 市民環境政策局 市民参画課

2 補助金等の名称

今治市人権教育協議会交付金

3 補助金等の金額

25,096,953円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則

5 補助等の目的

今治市人権施策基本計画に基づき、あらゆる差別の解消を目指し、地域の実情・ニーズにあった学習の場を提供し、人権学習の推進に資することを目的とする。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 今治市人権教育協議会交付金について、今治市補助金交付規則に基づいた実績報告書が提出されていない状況が見受けられるので、適切な事務執行をされたい。
（団体）
- 2 今治市人権教育協議会交付金について、今治市補助金交付規則に基づいた事務処理（実績報告書の受理、確定通知書の送付）が行われていない状況が見受けられるので、適切な事務執行をされたい。（主管部局課）

(意見)

- 1 市に準じた契約方法等を義務づけていないが、財源の大部分が公金であることや市民参画課の職員が準公金として直接事務に携わっていることに鑑み、10万円を超えるものについては比較見積を実施するようにされたい。(団体)

愛媛県人権対策協議会今治支部（交付金）

1 主管部課

市民環境部 市民環境政策局 市民参画課

2 補助金等の名称

地方改善福祉事業交付金

3 補助金等の金額

12,452,231円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則

5 補助等の目的

今治市における人権同和問題の解決及び地域住民の福祉の向上の推進に資することを目的とする。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 伝票処理について、次のような状況が見受けられたので、適切な事務執行をされたい。（団体）
 - ・全ての伝票について起票日、決裁日が記載されていない。
 - ・伝票による意思決定より前に口座から出金が行われている。

- 2 地方改善福祉事業交付金について、今治市補助金交付規則に基づいた実績報告書が提出されていない状況が見受けられるので、適切な事務執行をされたい。（団体）

3 地方改善福祉事業交付金について、今治市補助金交付規則に基づいた事務処理（実績報告書の受理、確定通知書の送付）が行われていない状況が見受けられるので、適切な事務執行をされたい。（主管部局課）

（意見）

1 市に準じた契約方法等を義務づけていないが、財源の大部分が公金であることや市民参画課の職員が準公金として直接事務に携わっていることに鑑み、10万円を超えるものについては比較見積を実施するようにされたい。（団体）

一般財団法人 今治地域地場産業振興センター（補助金）

1 主管部課

産業部 産業政策局 産業振興課

2 補助金の名称

今治市商工労政関係補助金

3 補助金の金額

42,187,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市商工労政関係補助金交付要綱

5 補助の目的

地域産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域社会の形成ならびに地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 産業振興課が今治地域地場産業振興センターに対して行っている土地賃貸借契約について、所管課の納入通知が遅れたことにより契約書に定める納期限までに賃借料が支払われていない事例があったため、今後は適正に事務執行されたい。（主管部局課）

一般財団法人 今治勤労福祉事業団（指定管理者）

1 主管部課

総合政策部 交流振興局 サイクルシティ推進課

2 指定管理料

70,083,000 円/年

3 施設概要

名 称	今治市サイクリングターミナル	
	糸山サイクリングターミナル (サンライズ糸山)	今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! cycle station)
所 在 地	今治市砂場町二丁目 8 番 1 号	今治市北宝来町二丁目甲773番地8
目 的	サイクリングを通じてレクリエーションの振興及び国内外からの誘客の促進による賑わいの創出と交流人口の拡大に寄与するため。	
施設形態	単独	
施設規模	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積1,987.73㎡	鉄筋コンクリート造 1 階建 延床面積248.95㎡

4 業務内容

今治市サイクリングターミナル

- (1) サイクリング及び観光に関する情報を提供すること。
- (2) サイクリスト及び観光客の利便性を高めるサービスを提供すること。
- (3) サイクリストの交流促進に関すること。
- (4) 前に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

糸山サイクリングターミナルにおいては、上記の事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊のために施設を提供すること。
- (2) 会議、研修等のために施設を提供すること。
- (3) ターミナル利用者のために食事を提供すること。

5 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 令和6年度の年間報告書に誤記載等が多数見られたため、書類提出前の再精査を徹底されたい。(団体)

- 2 指定管理者が作成した令和6年度の年間報告書に誤記載等が散見されたため、提出を受けた際は、内容の確認を徹底されたい。(主管部局課)

野間馬保存会
(野間馬ハイランド 指定管理者)

1 主管部課

総合政策部 交流振興局 観光課

2 指定管理料

59,993千円／年

3 施設概要

名 称	野間馬ハイランド
所 在 地	今治市野間甲 8 番地
目 的	野間馬の保存育成及び活用を図ることを設置目的とする。
施設形態	単独
施設規模	別紙のとおり

4 業務内容

- (1) 乗馬及び今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例に基づき乗馬と共通使用する他の公の施設の使用の許可及びその取消し等に関する業務。ただし、共通使用条例により共通使用する他の公の施設の許可権者が許可及びその取消し等をする場合を除く。
- (2) 野間馬の飼育及び増殖に関する業務
- (3) 野間馬に関する調査及び研究並びに文化財としての保護思想の普及に関する業務
- (4) 休場日及び使用時間の臨時変更に関する業務。ただし、市長の承認を受けなければならない。
- (5) ハイランドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

5 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 自主事業として、毎月任意の1日に乗馬料を1人につき1回免除する取組みを実施しているが、本件の減免については、今治市野間馬ハイランド条例及び同条例施行規則に定められた市長への減免申請手続きが行われていなかったため、適正に事務処理されたい。(団体)

- 2 飼育管理業務において、各動物の日常の観察記録や繁殖の記録、動物舎の管理記録、診療や検査記録等、飼育管理に関わる記録簿を作成することとされているが、個体毎の飼育台帳が作成されていなかったため、今後は作成されたい。(団体)

資料2 施設概要

施設名		構造	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
放牧場	第1放牧場		4,020.00	
	第2放牧場			
	第3放牧場			
厩舎塔	第1厩舎	鉄骨造2階建	808.53	337.40
	第2厩舎	鉄骨造2階建		375.25
	第3厩舎	鉄骨造2階建		243.11
小動物ふれあい広場	小動物舎	鉄骨造平屋建	524.20	31.82
	小鳥舎	鉄骨造平屋建		23.38
にこにこ広場	テントハウス	鉄骨造平屋建	591.00	150.00
	芝生広場			
ちびっこ広場			797.00	
駐車場			6,565.00	
駐輪場			30.50	
乗馬広場			990.00	
みどりの広場			647.50	
便所棟			40.00	40.00
いこいの広場			487.00	
わんぱく広場			2,140.00	
野鳥の森			5,600.00	
園路等			9,830.00	
植栽地			22,704.21	
まきば館	1階	鉄骨造2階建	415.47	316.51
	2階			212.78
	PH			6.76
催し場	ログハウス	木造平屋建	172.20	15.00
	テント			
合計			56,362.61	

今治市営住宅（公の施設の管理【指定管理】）

1 主管部課

建設部 都市政策局 建築住宅課

2 指定管理対象施設

今治市営住宅（141 団地2, 689 戸及びその共同施設）

3 指定管理者

今治市営住宅管理グループ

代表団体 （株）第一ビルサービス【広島市中区大手町五丁目3番12号】

構成員 四国通建（株）【今治市南大門町一丁目1番地の15】

4 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 令和6年度分指定管理料

190,591,000円

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 業務委託契約およびその履行確認に関して、契約書に業務仕様の記載がないほか、契約日・契約金額等の記載漏れや印紙を貼っていないものなど、契約書としての基本要件を欠く不備が複数確認された。また、履行確認資料（実施記録写真）についても、仕様書で求められる撮影日の明示や工程区分の表示など、記録要件を満たしていない事例が複数見られた。契約書の適正な作成と履行確認の確実な実施を図られたい。（団体）
- 2 再委託について、令和6年度今治市営住宅指定管理者業務事業計画書の「外部委託業務」と「再委託業務一覧」に不一致が見られ、整理が十分でない状況があった。第三者への委託等は、あらかじめ市の書面承諾を得ることが今治市営住宅の管理運営に関する包括協定書で定められている。再委託の取り扱いについて事前に市の書面承諾を取得されたい。（団体）

(意見)

- 1 入居状況について、指定管理期間の初年度である令和6年度の入居率および家賃収納率は、それぞれ計画値および市直営であった令和5年度実績を下回っている。入居率および収納率はいずれも指定管理者の主要な成果指標であることから、空き家修繕から入居決定までの工程管理の改善や、滞納整理業務の体制強化など、必要な改善策を講じられたい。(団体)

- 2 職員の配置について、今治市営住宅指定管理者業務仕様書では適正な人員配置と経費縮減に努めるよう定めている。実態を確認したところ、事務員欠員を本社や松山支店からの長期派遣で代替しており、当初見込んでいた人件費を大幅に上回る水準の旅費で賄う状況となっていた。この運用は恒久的欠員を旅費で補填するもので妥当とはいえない。人員体制および支出の取り扱いについて、速やかに適正な運用が図られるよう改善されたい。(団体)

- 3 施設の有効活用および入居促進のため、指定管理者が自ら企画し実施する自主事業について、今治市営住宅指定管理者業務仕様書では、積極的に行うものとされており、今治市営住宅指定管理者業務事業計画書に沿って取り組むことが求められている。実態を確認したところ、自主事業は当初計画に対し、ごく一部の実施にとどまり、計画との乖離が大きい。今治市営住宅指定管理者業務事業計画書に基づき、適正に実施されたい。(団体)